

名古屋市告示第258号

名古屋市旧川上貞奴邸・名古屋市文化のみち榑木館・名古屋市場
輝荘の臨時開館

名古屋市旧川上貞奴邸条例施行細則（平成16年名古屋市規則第92号）第2条の2第1項の規定及び名古屋市文化のみち榑木館条例施行細則（平成20年名古屋市規則第131号）第3条第1項の規定並びに名古屋市場輝荘条例施行細則（平成24年名古屋市規則第112号）第3条第1項の規定により、次のとおり臨時開館します。

令和7年5月19日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 施設の名称

名古屋市旧川上貞奴邸
名古屋市文化のみち榑木館
名古屋市場輝荘

2 臨時開館する日

令和7年11月25日（火）

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進課